

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和4年4月25日）掲載

○ 釣り、磯遊びのルール教えて

【問】

コロナ禍の中、密を回避できるレジャーとして、釣りや磯遊びの人気の高まっているが、密漁として摘発される例も増えているようである。どのようなルールがあるのか知りたい。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、宮崎県漁業管理課等に制度を確認して、相談者に回答しました。

漁業権が設定されている区域で漁業権の内容となっている水産動植物（いせえび、かき、さざえなど）を採捕することはできません。

漁業権が設定されている区域は海上保安庁が運用する「海洋状況表示システム（愛称：海しる）」で調べることができます。

漁業権が設定されていない区域であっても、港湾区域内に立入禁止区域が設定されていることがあります。

また、期間や大きさ等により採捕が禁じられている水産動植物もあります。

漁業法が改正され、令和2年12月から大幅に罰則が強化されています。